

償却資産(固定資産税)の申告をお願いします



償却資産とは、個人または法人で工場や商店などを経営している方が、その事業のために用いることができる構築物、機械、装置、工具、器具・備品など(土地・家屋を除く)のことです。平成30年1月1日現在で償却資産を所有している方は、申告をお願いします。

なお、申告した償却資産の課税標準額の合計が150万円に満たないときは課税されません。



【申告が必要な方】

- 平成30年1月1日現在、市内で事業を営んでいる個人または法人
- 平成30年1月1日現在、市内で事業は営んでいないが、事業用の償却資産を貸し付けている個人または法人

【申告期限】

平成30年1月31日(水)


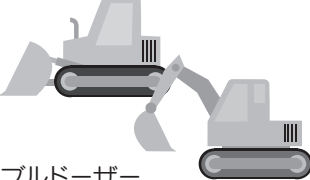
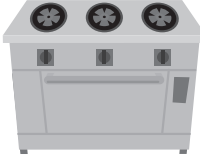
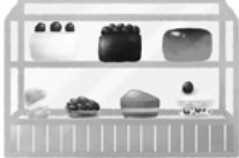


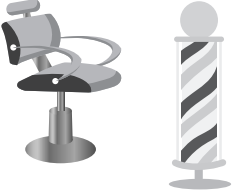
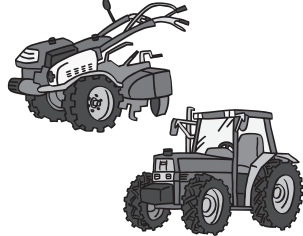
【申告方法】

昨年まで申告している方は、1年間の償却資産の増・減を申告してください。

ただし、昨年電算申告をした方、事業を始めた方、新たに申告する方は、平成30年1月1日現在所有している償却資産すべてを申告してください。昨年申告のあった方には申告用紙を郵送していますが、新たに申告する方や、申告用紙が届かない方は、税務課までご連絡ください。

申告書提出の際には、申告者の法人番号または個人番号の記載が必要になります。

◆償却資産の対象となるもの(業種別の例)

共 通	建 設 業	料理飲食店業	小 売 業
 パソコン、コピー機、 応接セット、看板、広告塔、 舗装路面、駐車設備、 太陽光発電など	 ブルドーザー、 パワーショベル、 フォークリフト、 大型特殊自動車、発電機など	 厨房設備、冷凍庫、 冷蔵庫、接客用家具、 カラオケ機器など	 陳列台、陳列ケース (冷凍機・冷蔵機付を含む)、 日よけなど
医(歯)業	不動産貸付業	理容・美容業	農 業
 医療機器(ベッド、 レントゲン装置、手術機器、 歯科診療ユニット等)、 調剤機器など	 門扉・塀・緑化設備などの 外構工事、駐車場等の舗装 および機械設備など	 理容・美容椅子、 洗面設備、消毒殺菌設備、 サインポールなど	 農業用機械類

◆償却資産の対象とならないもの(主な例)

- ・自動車税・軽自動車税の対象となる自動車、小型自動車
- ・取得価額が20万円未満の償却資産を、税務会計上3年で一括償却しているもの
- ・耐用年数が1年未満または取得価額が10万円未満の資産で法人税法または所得税法の規定により一時に損金または必要経費に算入するもの

中小企業等経営強化法に基づく課税標準の特例について

中小企業者等が「中小企業等経営強化法」に規定する経営力向上計画の認定を事業所管大臣から受け、新たに取得した生産力向上に資する一定の「機械及び装置」(平成28年7月1日から31年3月31日までに取得分)、「工具・器具備品」・「建物附属設備」(平成29年4月1日から31年3月31日までに取得分)について一定の要件を満たした場合、取得後3年度分の固定資産税における課税標準額が2分の1に軽減されます。

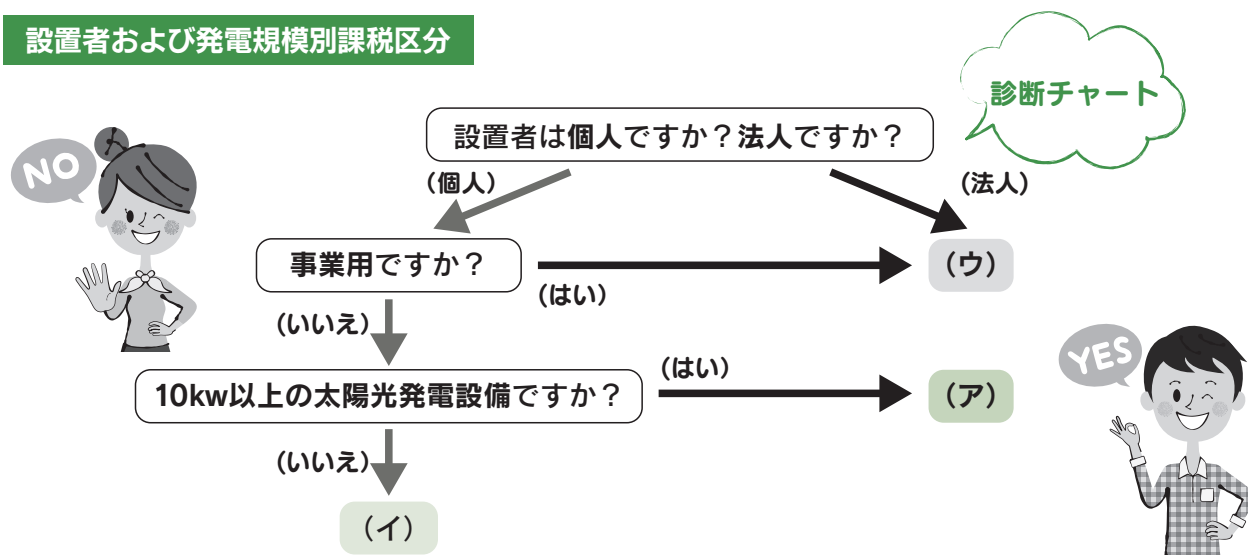
適用を受ける場合には、「計画の申請書及び認定書の写し」および「工業会等による仕様等証明書の写し」(リース会社が申告する場合は、併せて「固定資産税軽減計算書」および「リース契約書の写し」)の提出が必要となりますので、資料を添付し申告してください。

太陽光発電設備等(再生可能エネルギー発電設備)に係る課税について

家屋の屋根や土地等に太陽光パネルを設置して売電する場合には、設置した太陽光パネル等の設備は固定資産税(償却資産または家屋)の対象となります。


「償却資産」に該当する設備を所有されている方は償却資産(固定資産税)の申告をお願いします。

設置者および発電規模別課税区分



設置者	10kw以上の太陽光発電設備	10kw未満の太陽光発電設備
個人(住宅用)	(ア) 家屋の屋根などに設置して、発電量の全量または余剰を売電される場合は、事業用資産となるため課税の対象となり、申告が必要です。	(イ) 事業用資産とはなりませんので、課税対象にはなりません。
個人(事業用)	(ウ) 事業の用に供している資産となるため、発電出力量や売電量にかかわらず課税の対象となり、申告が必要です。	
法人		

【問い合わせ】 税務課 (内線110)



やさしい保険プラザ
友部スクエア店

笠間市住吉 1364-1
☎ 0120-650-121
営業時間 10:00~20:00

保険募集代理店
株式会社 ファイックス・ジャパン
茨城支店

自動車保険の新しい割引「ASV割引」スタート!!

2018年1月以降、自動ブレーキを搭載している車の自動車保険料に新たな割引が導入されます。自動ブレーキ搭載車には“追突の危険性がある場合に警告音を鳴らす・自動的にブレーキを制御する”等の機能があり、自動車メーカーの調査でも事故率の減少に効果があることが明らかになっています。自動ブレーキ搭載車の普及を受け、損害保険料率算出機構では、自動ブレーキ搭載車の保険料率を引き下げることにしました。これにより、一定の条件を満たすお車を対象に保険料が9%安くなることが決定しています。

当店では損害保険会社13社の取扱いをしており、お客様にあった自動車保険をお選びいただく事が可能です。自動ブレーキの付いているお車に乗られている皆様!!この機会に自動車保険の見直しをしてみませんか?

